

○ 広島県呉市の取組

- ・ 研究開発学校指定（平成 12 年）

文部科学省の研究開発学校として、「自ら学び考える力の育成」「人間関係の力の育成」「生き方を追究する力の育成」の 3 つの柱を立て「4・3・2 区分による小中一貫教育」の研究を、平成 12 年度から現在まで行っている。
- 2 児童生徒の発達状況と「4・3・2 区分」
 - (1) 「4・3・2 区分」
 - ・ 義務教育 9 年間で、発達に応じて「前期」「中期」「後期」と 3 つに分けた。小中一貫教育においては、とりわけ、「中期」における指導が重要と考えている。

「前期」…小学校 1 年生～4 年生、「中期」…5 年生～中学校 1 年生「後期」…中学校 2・3 年生
 - (2) 児童生徒の発達状況
 - ア 心身の発達の加速化

身体の発育に伴い、心の発達も加速化している。小学校 5 年生頃になると思春期を迎え、自尊感情の著しい低下が起こる。
 - イ 学力形成の特質

具体的思考と抽象的思考が混在する「中期」の指導を児童生徒に合ったものにする必要がある。
 - ウ 生徒指導の諸課題の顕在化

学年別問題行動の発生率は、小学校 5 年生で増加傾向が見られ、5・6 年生で既に潜在化していたものが大きく環境の変わる中学校 1 年生で急激に増加する。
- ※ 研究開発学校制度（文部科学省）

学校教育法施行規則第 55 条等に基づき、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園及び特別支援学校の教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、昭和 51 年から設けた制度。学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程・指導方法を開発していこうとするもの。

○ 東京都品川区の取組

- ・ 教育改革「プラン 21」（平成 14 年）

品川区の一貫教育の考え方／4-3-2 のまとまりで教育課程を編成

6-3 制の義務教育制度が施行された当時に比べ、子どもたちの身体的あるいは知的発達の状況や取り巻く社会状況は大きく変化しています。身長や体重の伸び、初経などが 2 年程度も早まり、テレビや情報機器の登場、浸透により子どもたちの周囲には情報が氾濫し、心理的発達に大きな影響を与えています。

そこで、品川区の考える小中一貫教育では、9 年間の教育課程に一貫性をもたせながらも、心理的・身体的発達、あるいは成長にかかわる変化など、最近の子どもの現状に応じて 1～4 年生と 5～9 年生の 2 つのまとまりで編成しています。

1～4 年で基礎・基本の定着を図り、5～9 年生の前半にあたる 5～7 年生は基礎・基本の徹底に重点をおいた指導を行います。さらに、最後の 8・9 年生は教科、内容の選択の幅を増やし、生徒の個性・能力を十分に伸ばす指導を行います。特に、中間の 5～7 年の 3 年間は教科担任制を取り入れたり、小・中学校の教員が一体となって指導したりするなどの体制をつくり、小学校と中学校のスムーズな接続を図りたいと考えました。
- ・ 構造改革特別区域法（平成 14 年 12 月）

小中一貫教育に対応したカリキュラムを編成し、既存の「道徳」の科目を発展させた「市民科」を科目として設定している。（構造改革特別区域研究開発学校設置事業：教育課程の弾力化）

9年間の教育課程を編成するにあたり、子どもの実態や身体面・思考面の発達の視点、そして教育心理学や脳科学の成果なども参考に検討した結果、小学校と中学校の垣根を取り去り、9年間一貫したカリキュラムを、4年、3年、2年のまとまりで編成・実施する。

- ・ 小・中連携に関する研究開発学校（文部科学省）（平成16年度より）
東京都品川区小中の全学年で「道徳」「総合」及び「特活」の全部を組み替え、「市民科」等を実施。

○ 「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申）」（平成15年3月中央教育審議会）

（義務教育制度の在り方）

- 義務教育に関して、社会の変化や保護者の意識の変化に対応し、義務教育制度をできる限り弾力的なものにすべきとの観点から、

- (1) 就学年齢について、発達状況の個人差に対応した弾力的な制度
- (2) 学校区分について、小学校6年間の課程の分割や幼小、小中、中高など各学校種間の多様な連結が可能となるような仕組み
- (3) 保護者の学校選択、教育選択などの仕組み

などについて様々な意見が出された。

これらの事項については、法制上は、学校教育法等において具体的に規定されている就学年齢、学校区分、就学指定等に関する事項であるので、今後、関係分科会等において検討し、実現可能なものについては、学校教育法等の改正などにより対応することが適当である。

○ 「義務教育に係る諸制度の在り方について（初等中等教育分科会の審議のまとめ）」（平成17年1月中央教育審議会）

3 義務教育制度の改革の方向

(4) 学校の区分、学校間の連携

- ・ 脳科学や発達心理学の分野における研究成果からは、子どもたちの発達は、年齢の区分ごとにかくかの段階があるとされる。その区切り方や具体的な発達の内容については論者によって様々な見解があるが、基本的に、小学校4年生に相当する年齢を中心にその前後1年くらいが大きな区切り目の一つとされることが多い。
- ・ 文部科学省の調査結果では、いじめや不登校、校内暴力の件数は、中学校に入った途端に急激に増加している。また、学習内容に対する理解度も、小学校段階と中学校段階とでは大きな落差がある。

（学校区分の見直しに関する意見）

義務教育の区分については、4-5制が望ましい。この制度の方が、精神発達面で難しくなる時期であり、かつ、個人差も出やすい時期に対応しやすい。

（学校間の連携、接続に関する意見）

児童の身体的・精神的発達段階を見ると、10歳前後で大きな違いがあり、現行制度を前提に小中の接続をスムーズにすることによってより良い制度を構築するために、4-5というカリキュラムの区切りが適当である。

4年までは従来の学級担任制、5~7年までは教科担任制で、生徒ごとに個別対応可能な体制をとり、8、9年は高校受験も視野に入れつつ、自発的な課題学習の設定等の応用を行う取組が有効と考える。

○ 「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（平成17年10月中央教育審議会）

第2部 各論

第1章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する－義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善－

(3) 義務教育に関する制度の見直し

義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従

来から言われている中学校 1 年生時点のほかに、小学校 5 年生時点で変化が見られ、小学校の 4～5 年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で 9 年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。

○ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成 20 年 1 月中央教育審議会）

（4） 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

子どもたちが思春期に入り、学習内容も高度化する中学校は、小学校段階に比べ、授業の理解度が低下したり、問題行動等が増加するといった多くの教育課題を抱えている。このため、生徒が順調に中学校生活を始めることができるよう小学校と中学校の円滑な接続を図ることが極めて重要であり、小学校段階では、5.（6）のとおり、低・中学年において学習習慣の確立を重視するとともに、高学年において外部人材なども活用した専科教員による教育の充実を検討する必要がある。また、中学校段階においては、小学校段階で身に付けた知識・技能の活用といった観点から、単元に応じて小学校段階の教育内容を中学校教育の視点で再度取り上げて指導するといった工夫や教師の相互交流の一層の促進を通し、学習と生活の両面にわたる小・中学校を見渡した効果的な指導が求められる。

なお、現在、研究開発学校制度などを活用して、小・中学校の 9 年間を見通した両者の円滑な接続のため取組*1 が行われている。義務教育で一貫した教育を行う義務教育学校については、平成 17 年の中央教育審議会答申*2 において、「設置者の判断で 9 年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて」検討するとされており、これらの取組状況も踏まえ、引き続き中央教育審議会において審議することが必要である。

（注釈より）

知的な面での発達の段階については、個人差はあるものの一般的に見られる子どもたちの成長の過程における主な特徴については、

- ・ 小学校低学年の時期は、幼児期的な特性を残しながらも、言葉と認識の力が広がり、ある程度、時間と空間を越えた見通しがもてるようになる。例えば、算数の時間なら、数の問題に集中できるというように、数や言葉についての発達が進み、半具体物（タイルなど）を使って抽象的に考えていくことも多少は可能になる。
- ・ 小学校中学年以降になると、幼児期を離れ、物事をある程度対象化して認識することが可能となっていく。対象との間に距離をとって分析できるようになり、知的な活動も分化した追究が可能になる。自分のことも距離をもってとらえられるようになることから、自分と対象とのかかわりが新たな意味をもつようになる。
- ・ 中学生になるころに、思春期に入り、親や周りの友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気付いていく。また、内面の世界が周りの友達にもあることに気付き、友人との関係が自分に意味を与えてくれると感じる。さらに、未熟ながらも大人に近い心身の力をもつようになる。大人の社会とかわる中で、大人もそれぞれ自分の世界をもちつつ、社会で責任を果たしていることへの気付きへと広がっていく。

○ 「教育振興基本計画について－「教育立国」の実現に向けて－（答申）」（平成 20 年 4 月中央教育審議会）

基本的方向 2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- ① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに、
 - ア 基礎的・基本的な知識・技能の習得、

イ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、
ウ 学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度
を重要な要素とする「確かな学力」を養い、世界トップクラスの学力水準を確保する。

【施策】

◇ 総合的な学力向上策の実施

- ・ 6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する。

○ 「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」(平成24年7月中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会)

II 小中連携、一貫教育の推進について

2. 教育課程

(2) 教育課程上の区分

- 小中一貫教育を実施する小・中学校において、児童生徒の発達の状況等を踏まえ、小学校6年間と中学校3年間の合わせて9年間の教育課程を「4・3・2」「5・2・2」等に便宜的に区分し直し、区分ごとに教育活動の目標を設定するといった取組が見られる。特に小学校から中学校に移行する段階の学年区分においては一部教科担任制を導入したり、中学校教員が小学校で、又は小学校教員が中学校で指導を行う(以下「乗り入れ指導」という。)場合がある。こうした教育課程上の学年区分を設けること背景には、児童生徒の身体的発達が2, 3年早まっているといった指摘があること*1 や、「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」「自分が周りの人(家族や友達)から認められていると思うか」との質問に対し、小学校5年生から否定的な回答が多くなること等から、小学校4, 5年生頃に児童の発達上の段差がある可能性があること*2 といったことがあるものと考えられる。こうした児童生徒の実態に合わせて柔軟な教育課程の在り方を工夫する取組は、これまで、各小・中学校や設置者が独自に進めてきている。今後、更に多様な取組が進められ、その成果が蓄積されることが期待される。

○ 「第2期教育振興基本計画について(答申)」(平成25年4月中央教育審議会)

(3) 初等中等教育段階の児童生徒及び高等教育段階の学生の双方を対象にした取組
<5年間における具体的方策>

基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

【基本的考え方】

- 各学校段階間の円滑な連携・接続を推進するとともに、6・3・3・4制の在り方について幅広く検討を進め、これにより、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築する。

【現状と課題】

- 各学校段階間の円滑な連携・接続に関しては、これまでも各般の取組を推進してきたところであるが、現在においても、いわゆる「小1プロブレム」「中1ギャップ」など、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、子どもの課題が多く現れる傾向にある。

【主な取組】

10-1 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

- ・ 小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指し、義務教育9年間を通じて児童生徒の発達に合った学びを実現するため、小中一貫教育に関する教育課程の基準の特例、小中連携コーディネーターや小中連携・一貫教育の取組事例集の活用等を図りながら、各学校や市町村における小中一貫教育の取組を促進する。
- ・ 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、6・3・3・4制(学制)の在り方を含め、学校制度やその運用等に関する調査研究を実施し、その状況等も踏まえながら幅広く検討を進める。

○ 「子どもの徳育の充実に向けた在り方について(報告)」(平成21年9月子どもの徳育に関する懇談会)

3. 子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題

(子どもの発達段階に応じた支援の必要性)

(2) 学童期

(小学校低学年)

- 小学校低学年の時期の子どもは、幼児期の特徴を残しながらも、「大人が『いけない』と言うことは、してはならない」といったように、大人の言うことを守る中で、善悪についての理解と判断ができるようになる。また、言語能力や認識力も高まり、自然等への関心が増える時期である。
- また、この時期に限らず、家庭における子どもの徳育にかかわる課題として、都市化や地域における地縁的つながりの希薄化、価値基準の流動化等により、保護者が自信を持って子育てに取り組めなくなっている状況がある。さらに小学校低学年の時期においては、こうした家庭における子育て不安の問題や、子ども同士の交流活動や自然体験の減少などから、子どもが社会性を十分身につけることができなまま小学校に入学することにより、精神的にも不安定さを持ち、周りの児童との人間関係をうまく構築できず集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」という形で、問題が顕在化することが多くなっている。
- これらを踏まえて、小学校低学年の時期における子どもの発達において、重視すべき課題としては、以下があげられる。
 - ・ 「人として、行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養や、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成
 - ・ 自然や美しいものに感動する心などの育成(情操の涵養)

(小学校高学年)

- 9歳以降の小学校高学年の時期には、物事のある程度対象化して認識することができるようになる。対象との間に距離をおいた分析ができるようになり、知的な活動においてもより分化した追究が可能となる。自分のことも客観的にとらえられるようになるが、一方、発達の個人差も顕著になる(いわゆる「9歳の壁」)。身体も大きく成長し、自己肯定感を持ち始める時期であるが、反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持たず、自尊感情の低下などにより劣等感を持ちやすくなる時期でもある。

また、集団の規則を理解して、集団活動に主体的に関与したり、遊びなどでは自分たちで決まりを作り、ルールを守るようになる。その一方、この時期は、ギャングエイジとも言われ、閉鎖的な子どもの仲間集団が発生し、付和雷同的な行動が見られる場合もある。
- 現在の我が国における小学校高学年の時期における子育ての課題としては、インターネット等を通じた擬似的・間接的な体験が増加する反面、人やもの、自然に直接触れるという体験活動の機会の減少があげられる。
- これらを踏まえて、小学校高学年の時期における子どもの発達において、重視すべき課題としては、以下があげられる。
 - ・ 抽象的な思考の次元への適応や他者の視点に対する理解
 - ・ 自己肯定感の育成
 - ・ 自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養
 - ・ 集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成
 - ・ 体験活動の実施など実社会への興味・関心を持つきっかけづくり

(3) 青年前期(中学校)

- 中学生になるこの時期は、思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気づきはじめるとともに、自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤(かつとう)の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。また、大人との関係よりも、友人関係に自らへの強い意味を見いだす。さらに、親に対する反抗期を迎えたり、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあり、思春期特有の課題が現れる。また、仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向

も見られる。性意識が高まり、異性への興味関心も高まる時期でもある。

- 現在の我が国においては、生徒指導に関する問題行動などが表出しやすいのが、思春期を迎えるこの時期の特徴であり、また、不登校の子どもの割合が大幅に増加する傾向や、さらには、青年期すべてに共通する引きこもりの増加といった傾向などが見られる。
- これらを踏まえて、青年前期の子どもの発達において、重視すべき課題としては、以下があげられる。
 - ・ 人間としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探求する経験を通して、自己を見つめ、自らの課題と正面から向き合い、自己の在り方を思考
 - ・ 社会の一員として他者と協力し、自立した生活を営む力の育成
 - ・ 法やきまりの意義の理解や公德心の自覚

○ 「生徒指導提要」(平成 22 年 3 月文部科学省)

第 3 章 児童生徒の心理と児童生徒理解

第 2 節 児童期の心理と発達

- 1 児童期の発達の特徴
- 2 発達障害の理解

第 3 節 青年期の心理と発達

- 1 青年期の発達の特徴
- 2 発達障害と思春期